

事業所担当者の方へお願い

3～4月にご退職される従業員の方が、引続き健康保険の【任意継続保険】に加入される場合は、退職後20日以内に手続きが必要となりますが、社会保険事務所の窓口での手続きの際は、大変混雑することが予想されます。

つきましては、【健康保険任意継続被保険者資格取得申出書】を“全国健康保険協会宮城支部(下記)”へ**郵送**にてお送りいただくようお願い申し上げます。

任意継続健康保険に加入できる要件は、以下の二つです。

- ① 資格喪失日の前日までに「継続して2ヶ月以上の被保険者期間」がある方
- ② 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入されていない方

また、任意継続被保険者として加入できる期間は、**2年間**です。

資格取得申出書は「全国健康保険協会ホームページ」(「協会けんぽ」で検索してください)の都道府県支部のページ(宮城支部のページ)から、ダウンロードできます。

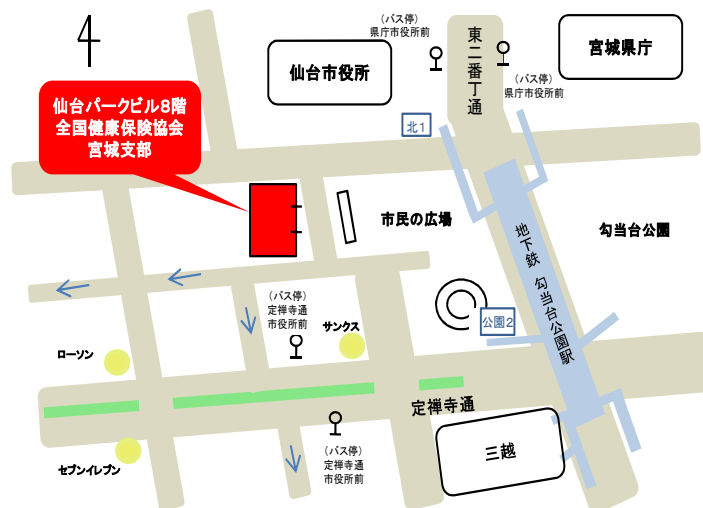
(任意継続被保険者には、傷病手当金・出産手当金は支給されません。)



全国健康保険協会

協会けんぽ

〒980-8561 仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル 8階
全国健康保険協会宮城支部 健康保険サービスグループ
☎ 022-714-6852



また、4月1日から4月17日の平日(8時30分～17時15分)は、当ビル1階に“特設会場”を設けておりますので、お越しの際は
こちらをお勧めください。(ただし、保険証は後日郵送となります)

※ **駐車場がございませんので、お車でお越しの際は、
近隣の有料駐車場等をご利用ください。**